

その意味では、反対運動というのは、多くがへ理屈でございました。理屈ではないんです。そして、しかも、それまでの関わりの関係の中で築き上げられた地域だというふうに思っている、それは違うというデータも、例えば長尾先生もおられますが、日本精神病院協会誌にも精神障害者の市民理解度と誤解に関するデータが載っております。そこで示されたことは、立前ではなく、本音の部分は理念とはほど遠い感情によるものでした。したがって、ある病院の院長先生が地域のお祭りなんかに一生懸命参加したり、協力しながら住民理解を求めて頑張ってきたのに、援護寮をつくろうと思ったら突然反対されちゃったというようなこともあるわけです。それは精神障害者の地域移行に係る支援者側と地域住民の意識に大きなギャップがあるということです。ですから、そういったことも含めて、できればエビデンスを形成していく必要があるというふうに思っています。

これは今の事柄に対する感想でございますけれども、次に、先ほどの資料のほうに移らせていただきますが、ここで示されていることというのは、大方が、どういう事業を推進したら地域での生活支援が可能になるのかという、いわば対処療法に近いという言い方をしたら失礼かもしれませんが、そうした事柄のように思えてなりません。基本的には、先ほど小澤先生がおっしゃられたように、やっぱり第一に大事なことというのは相談支援機能の充実でございます、それがしっかりとケアマネジメントが担えるような体制があるということが必要なんだというふうに思っています。

精神障害者に関わる関連で言えば、旧体系事業では精神障害者地域生活支援事業というのがございまして、そこで相談支援、そして日中活動の提供の場、そして啓発という3つの役割機能を持って、その事業が推進されていたわけでございますけれども、新体系事業に移るときに、実はこれが市町村の対応の差、すなわち地域間格差がございまして、スムーズに移行ができなかったという状況がございました。しかも精神障害者の事柄について十分ご理解がいただけないところでは、大変残念ですが、地域生活支援センターを閉鎖せざるを得ないという事例まで生じたわけでございます。

こういったことが生じるのは一体どういうことなのかということを基本的に考えていただきたいというふうな思いがありまして、実は先般、ナショナルミニマムだとか、ローカルミニマムだとかという言い方をしながら、根本での財源の問題もさることながら、市町村での役割と国の役割というのをしっかりと見据えていただいて、市町村、特に小さな自治体がこういった活動がもし運営できる状況にないんだとすれば、一定の圏域とか、交通の状況とか、そういった環境も勘案しながら、そういった地域はこういう一定の条件を満たせば、相談支援事業に対して国はどういう支援をするというようなことを改めて考えていただく必要があるというふうに思っているところであります。

そうしませんと、例えば相談支援事業を行うときに、入り口の問題、すなわち利用者のニーズをくみ上げるということさえもできないということが生じてきます。それは必然的にモニタリングもできなければ、アウトカム、要するに施設や事業を利用した成果

が見えないということになりますし、そのことが見えなければ、地域での生活をしっかりと支えることはできないだろうというふうに思います。

自立支援法では、制度の持続性とか、透明性とか、公平性というのをうたっていますし、そのことは僕は大変大事なことだと思いますし、またこの相談支援事業や地域活動センターが市町村に一元化されたということは、障害者の全てが地域住民の1人として遇されるという環境を得たという意味では、本当にいいことだというふうに思っていますので、そのことを踏まえながら、当たり前で暮らせるようにしていくための支援体制の在り方と支援システムの在り方というのをお考えいただきたいと思うんです。

その意味では、ちょっと飛んで申しわけございませんが、先ほどの精神障害者に関わるとご説明をいただいた中の、資料3-①の最後のページで、啓発に関してのことがございます。精神疾患に関する理解の深化の中で、ここでは「早期発見・早期対応による重症化の防止を図ることを念頭に置いて」というふうに書いてございます。確かに重要なことでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、精神障害者の方々が、ないしは他の障害者も含めて、1人の市民として当たり前で暮らしていくためには、地域の方々が障害を持つ方々をしっかりと受け止めていただくための啓発が欠かせないんだというふうに思っています。

私どもの施設では、ちなみにでございますけれども、毎年数十万円というお金をかけて、小さな施設なんですけど、市民向けの啓発活動を行っています。それは先ほど申し上げた、私どもの施設がスタートするとき大変なコンフリクトを生じたからです。その過程の中で、住民に対する啓発の重要性というのを私たちはしっかりと認識しながら、その活動を担っていかなくちゃいけないというふうに自ら思っているわけでもあります。

いずれにしても、支援サービスはニーズに対応する福祉サービスでございますので、ぜひそのことについての充実を図っていくために、ここに書いてあるような事柄が一つ一つ実施されていくことが大事だというふうに思いますが、併せて、福祉制度としてのありようとして、国や地方の役割の明確化が必要だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

地域移行への促進ということで、個別的な課題は書かれているけれども、全体的なところで、地域そのものに対しての啓発、地域移行への視点ということがもう少し視点の中に加えられることによって、ニーズの把握あるいは現状、そういったものが違ってくるのではないかとございまして、こういった点についてもう少し、皆様方の中でございしますならば、出していただければと思いますが。

先ほど、箕輪さん、手を挙げていらっしゃいましたが、今のご意見とまた違ってございましょうか。

○箕輪委員

よく考えたら、暮らしのほうの話だったかなと思って、次の段階で手を挙げさせていただけどうかと。すみません。

○潮谷部会長

分かりました。ありがとうございます。

今までの流れの中で、事務局のほうからございますでしょうか。

お願いいたします。

○藤井障害福祉課長

今、新保委員からいただいたご意見、もちろんご意見として承りますけれども、ただ、相談支援とかケアマネジメント等々につきましては、順番が前後して申しわけございませんが、別の論点のところ、また改めて私どものほうから資料を出させていただいて、ご議論いただくことにしておりますので、その際にもまたよろしくお願いいたします。

○潮谷部会長

新保委員、よろしゅうございますでしょうか。また相談支援のところの領域の中で、実態等も含めてお出しただければと思います。

○新保委員

はい、ありがとうございます。

○潮谷部会長

副島委員、お願いいたします。

○副島委員

まず、地域移行の促進のところですけど、我々、いろんな議論をした中で、地域移行というものをどう考えるかなんですが、管理された生活からの解放ということで考えました。特に人の援助も、これは管理なんだと。かといって、知的障害の方々がすぐ地域移行できるかといったら難しいので、最初は必要な人の援助があって、それが進む中でだんだんその援助を少なくし、本人主体の生活を描いていくという方向に地域移行が進められていけば、我々の子供たちに対する将来性が見えるのではないかと考えております。その点をつけ加えていただきたいと思います。

それから、地域移行を支えるコーディネートなんですけど、このコーディネート、先ほど言われたとおり、相談支援事業との連携がどうしても必要と言われております。実

私は、広島県の尾道なんですけど、隣の福山の様子も聞いてみたところ、福山も相談支援事業を行政と民間が一緒にやることによって、法人間の連携プレー、つまり1つの法人ではその人は、地域での生活のしづらさがあっても、他の法人によってそれがカバーできるのであれば、法人間の連携を取ろうというような形が具体的に進んでいます。私がいる尾道でも、今、核になる指定相談事業所が3カ所あります。私どもは因島という島の島嶼部間を対応しています。あと旧市内、本島のほうですね、その指定相談事業所の2カ所を加え、それを行政がバックアップする形で、尾道市の建物の中に相談支援センターとしてはいました。だから、それぞれの法人から相談支援の専門委員を1カ所に集めて、そしてそこで尾道エリアの全体の相談を受けていき、いろんなケースを抱えながら困っている地域の取組を、その1つ1つの法人を飛び越えて連携していく取り組みです。もう数例を解決の方向へ導き出しています。

そういう面で、コーディネート役割というのは、1つの小さなエリア、小さな法人で考えるのではなくして、1つの福祉エリアみたいな、広域なところでこのことを考えていくことです。その方法で地域での生活、もしくは地域移行についてのいろんな問題点を解決することができたというような事例が出ています。こういうように、相談支援事業を民間と自治体が一体となって取り組んでいく方法は、地方ではより有効な方法ではないかと思っています。

それから、家族との同居からの地域移行です。これは知的障害の場合には、すごく重要な取組です。親が元気なうちからケアホーム等への入居体験、こういうものがスムーズにできていけば、親も安心しながら、親との同居から地域へ移行するということがスムーズになると思うんです。ただし、今のケアホームでは、親は不安なんです。それはどうしてかという、程度区分が2、3であったとしても、夜間ケア体制が安心できる状況ではない。端的に言えば、入所施設と同等の安心がほしい。入所施設の場合は中がよく見えないけども安心感があります。ケアホームの場合だと、中がよく見えるため、夜にだれもいないとか、何かあったときにどうするんだろうかというようなところに不安があります。ケアホームに対して不安が先に来るために、地域の中での親との同居から離せ切れないというところがあります。その夜の体制の所が解決つけば、同居している家族が子供さんを地域へ移していくことにさほど抵抗なく流れが出てくると思います。ぜひその点を考えていただければと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員

今お話がありました、家族と同居からの地域移行なんですけど、私どもは精神障害者の家族会ですが、実は大変に家族と同居している精神障害者が多いということがあります。この10ページのイメージでいきますと、家族と同居していてそこから離れて、どこかにひとり暮らしをするというようなイメージでとらえられるんですが、実は精神障害者は、家族と一緒に生活していきたい。家族も当事者と今いるところで一緒に生活していきたいという希望がかなりあります。しかし、もう年をとってきて親もなかなか当事者の面倒が見られないというのが実情でして、そういう場合への在宅支援、つまり家族と同居しながら、そこで自立のための支援を受けて、親亡き後もその場でその人がひとり暮らしできるような、そのような支援体制ができたらいいなと思っております。

後ほどの資料の中の23ページに、居宅介護で精神障害者の利用がたいへんに伸びているということですがけれども、これは具体的にどのようなサービスなのかなということちょっとお聞きしたいと思いました。家族と同居しながら、精神の人が、家族が亡くなってもその家で年をとってひとりで生活できるような支援の方法を何らかの形で考えていただきたいと思えます。知的の方の場合とは違うかと思えますけど、精神の立場でお話しいたしました。

#### ○潮谷部会長

今の点について、事務局、何かございますか。資料的なもの。

#### ○藤井障害福祉課長

資料と申しますか、居宅介護そのものは、まさに資料にございますように、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護等を行うというようなことでございますので、今委員おっしゃったような視点を加味したようなというのは、サービスの内容も含めた、まさにサービスを提供する際のスタンスといいますか、考え方の問題なんだというふうに思うんですけども、具体的におっしゃったような流れのケアをしていくためには、具体的にどんなことをすればいいのかとか、どんなふうなことをどれぐらいすればいいのかとか、その辺りを整理して議論をしなければいけないのかなというふうに、とりあえず思えます。まさに1つの研究・検討の課題なのかも分かりません。

#### ○潮谷部会長

何か。

#### ○川崎委員

やはりその場合に必要なのが相談支援体制だと思っておりますので、先ほどからいろいろ出ておりますけど、24時間、365日、いつでも相談できるような体制づくりが大変に私どもは必要としていると考えております。

○潮谷部会長

福島課長、先ほどの説明の中で、レスパイト的なことでの説明がございましたけれど、川崎委員のただ今のご指摘の中とも関連してまいりますので、ここで地域生活を支える福祉サービスの充実という点について、説明していただくとイメージが出てくるかと思えます。

○福島精神・障害保健課長

報告書のほうの厚い報告書、資料3-②のほうの24ページをちょっとご覧いただきたいんですが、一番上の○でございますが、家族等に対する支援というところにしておりますが、実際に、例えば精神の場合は、退院している人については、65%は自宅に帰って同居している。入院期間が長いほどなかなか家庭に帰りにくいということで、いかに家族に負担をかけないようにするかというのが1つあるわけですが、もう一つは、今日の論点の中でも、ショートステイの充実等の課題の中で、一時的に休息をとるというような支援というものが必要ではないかというようなことが議論をされています。特に、入院するまでではないけれども、そのときに一時的に家族から離れることによって状態が安定するということもあり、そういうことも含めていろいろな対応をすべきというようなことを、在り方検討会の中でもいろいろご指摘されておまして、そういう中での今のご発言というふうに私どもは理解をしております。

○潮谷部会長

川崎委員、イメージについてはよろしゅうございますでしょうか。これだと、家族と同居から切り離されてというイメージになりがちだというご心配もおありのようですが、あとショートステイの問題等々含めて、家族を含めての支援ということが構想の中にあるということでよろしゅうございますでしょうか。

野沢委員、お願いいたします。

○野沢委員

1ページ目に「地域移行がまだ十分に進んでいるとは言えない状況にある」と書かれているんですけども、その後いろんな検討課題があつて、では、なぜ十分に進まないのかという分析がないので、ちょっと分かりにくいんですが、なぜ進まないのかというのを考えていくことが、何が必要なのかということに直結するんじゃないのかなというふうに思っていました。

1つは、ありていに言えば、やっぱり地域で暮らしていただくだけのお金がないからということじゃないのかなと思うんですね。

北海道のほうのある施設が、入所施設を2つやめて、全面的に通所施設とグループホ

ーム・ケアホームに切りかえたところ20%収入が減ったと。これじゃやっぱり職員さんの給料とかそういうのを保証していけないというふうな実態が1つありますし、私もやっぱり知的障害の子がいる父親ですけれども、地域で、息子を例えばグループホーム・ケアホームに入れながら通所施設等に通わせようと思ったら、なかなか年金だけではやっぱり難しいんですね。入所施設に入っている障害者の方たちは自己負担で、手元にほとんど残らないと言われますけれども、地域では手元に残らないどころか、親が大分持ち出ししなければ暮らしていけないような、そういうのが現状じゃないかというふうに思います。つまり、サービスを提供する事業者も、利用者のほうも、地域で暮らすにはなかなか、今の現状ではお金的に難しいということはやっぱり、言いにくいかもしれませんが、これははっきりと論じなければいけないことだと私は思います。

もう一つが、じゃ、障害のある子がどこで暮らしていくのかと決めているのは、ほとんどやっぱり親ですよ、知的障害の場合には。私も親なのでよく分かりますけれども、やはり立派な、きれいな入所施設を見せられれば、親はやっぱりそちらのほうに傾くのは当然だと思います。いろんなグループホームを見ましたけれども、こう言っては何ですか、ちょっとみすぼらしい、古くて汚いようなグループホーム・ケアホームがかなり多いです。それに比べて、ぴかぴかのリゾートホテルのような入所施設を見せられれば、やっぱりそちらのほうに気持ちは傾きますよね。

ただ、じゃ、そこに入るのはだれかという、当然ながら親じゃないわけで、親はたまにしか行きませんし、職員さんだって帰る家があるわけで、そこで24時間、365日、ひよっとしたら一生暮らさなければならぬ本人の気持ちというものは、親や職員では代弁できないと私は思います。やっぱりそこは相談支援事業を充実させること、それから、本当だったら成年後見をしっかりとつけていくことというのは重要じゃないのかなというふうに思っております。

私は別に入所施設のサービスが悪いからいけないと言っているわけじゃなくて、どんなにいいサービスをしていたとしても、どんなにすばらしいリゾートホテルのような入所施設であったとしても、やはりそこでずっと死ぬまで暮らしていく、死ぬまでと言うと語弊があるかもしれませんが、ずっとそこで生活していく場としてはどうなのかということのひとつやっぱり、ここで本気で考えなきゃいけないのではないかなというふうに思っております。

うちの子は、程度区分で言うと6という、最重度の程度区分をもらっております。自傷もあるし、他害もあるし、危険が分からなくて赤信号でも飛び出していったりします。6という判定をもらったのは当然だと思っておりますけれども、そこで、更生相談所で、「将来どうされますか」、「どういうふうに希望ですか」といって、「できればやっぱりケアホームとかに入れたいんですけど」と言ったら、「それは無理です」というふうに言われたんですね。やっぱり暗に「入所しかないんじゃないか」みたいなことを言われました。

ただし、それから、養護学校を卒業してから、ガイドヘルプ、行動援護、レスパイト等、かなり自己負担がありますので、持ち出しもありましたけども、手厚く支援していったら、2年たって、もうちょっとですかね、三、四年たって、今年の春から株式会社に就職しました。最低賃金をもらっております。確かに今でもそういう難しいところはありますけども、地域でやっぱり彼らの生活を支援することによって、どんどん変わっていきますね。これはびっくりするぐらい変わっていきます。しかももう一つは、彼ら自身が変わるとともに、周囲が変わっていきますよね。地域の人たち、それから就職した会社の社員の人たちがどんどん変わっていくんです。やっぱり地域で生きるということのダイナミズムみたいなものはこういうところにあるんじゃないかなというふうに思っています。

これからの日本を考えたときに、もうすぐ高齢化率が40%という時代になってきて、じゃ、これからどういう社会をつくっていくのかということ考えたときに、やはり彼らというのは、むしろ地域で暮らすことによって大きな社会資源になり得るような存在だと思っただけです。自立支援法の理念はすばらしいけども、現実が伴わないということで大分批判されております。だからといって、全部、自立支援法そのものを否定するよりは、現実が伴わないのであれば、理念に近づけるような現実をここで議論してつくっていくというのが、私は本質だと思っております。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

長尾委員、お願いいたします。

#### ○長尾委員

1つ、川崎委員がちょっと心配された言葉が、恐らく8ページですかね。家族に事故があった場合に、即座に地域生活に移るといって、何か家族からポンと移るといって言葉が逆に引かかるというか、これは地域生活を継続するという意味だろうと私は思いますので、そういう言葉のほうが、これは妥当ではないのかというふうに思います。

それから1つ、地域移行の3ページのところの、あとコーディネーターの機能ということが課題で出ておりますし、論点にもコーディネート機能ということが大事だということも出ております。

これはいろんな形の、そういう相談支援をも含めたコーディネーションをするということは大事なんですが、特に3ページの精神障害者地域移行支援特別対策事業における、こういったコーディネーターを配置するということが出て、これが予算化されているんですが、受け入れ条件を整えば退院可能というようなことは、地域移行するための、やはりコーディネートするための一番大切なものは、やはりそういう受け入れの居住の場

であったり、サポートする体制であったり、そういう社会資源がきちっと整うと、その上でコーディネートされるということなので、これは、理念としては1つはいいんですけども、そういった社会資源を整えることが、まず、ちゃんとされなくてはいけないと。これは後の議論になると思いますけれども、それがあってコーディネートできるんだということがあると思いますので、本来こういうお金は実質的な支援のところに回したほうがよっぽどいいのではないかなというふうに、感想だけ述べさせていただきます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

今までの議論の中でずっと感じていましたのは、地域生活の支援ということで、論点の整理で、项目的に第1番目に地域移行の促進が来て、3番目に地域生活に必要な暮らしの支援。これは、ただ1、2、3と書いてあるだけだと言えればそういうことかもしれませんが、自立支援法の第1条は、皆さんよくご承知のように、地域の姿を変えていこうということなわけですから、私はやっぱり、この番号で言えば3番の地域生活に必要な様々な支援をどう強化していくかということに明確にシフトすべきだというふうに思います。

それは、例えば数の上から言っても、我が国の障害者は、過去も、現在も、未来も、恐らく未来はもっとそうなるだろうと思いますが、圧倒的に地域で生活をしてきたわけですね、数の上でも。施設で生活をしている人たちの比率が一番多い知的障害者でさえ、それは、このデータに基づくと、全体54.7万人のうちの12.8万人、23%に過ぎないわけで、精神障害者も10%に満たないし、身体障害者に至っては、これは高齢者とのダブルカウントの問題もありますけれども、この表、数字の上からだけで言えば、わずか2%、3%という水準であると。

であるとすれば、確かに地域移行は、それはそれとして課題ではあるわけですが、これを結果として成功させるためにも、まず取り組むべきは地域の状況を変えろということだと。それは具体的に言えば、自立支援法で様々、あるべきサービスがもっともっと充実させられていくべきだと。

先ほど資料の説明の中にもありましたけども、現在、訪問系のサービスを利用している人の数が本当に少ないわけですね。なぜこんなに少ないんだろうということを考えたときに、恐らくそれはいろんな原因が複雑に絡み合っただけでこのような結果になっているんだろうと思いますし、ショートステイのことも、施設に併設するタイプのものはどこでもやっているけれども、単独型のショートステイ事業というのは、ほとんどまだ普及していない。

実際に私がかつて理事長をしておりました法人で取り組み始めて、もう2年半ぐらいになるでしょうか、全然ペイしません。1軒のそれなりの家を借り、専任の職員を置き、また同性介護を原則とするために、いろんなシフトで職員を配置して、事の性質上、いつも決まってお客さんがあるわけではなくて、突然お客さんがあるわけですから、そのときに対応できませんというのでは話にならないと。

そういうようなことを考えると、これはやっぱり施設でやるほかないのかなと思えますけれども、ふだん家庭にいる人が、いろいろ問題がある時期、あるときに、いきなり施設のようなところに連れていかれるというのは、非常に本人にとっては驚くことでしょうし、あるいはレスパイトとして、親御さんが休息のためにそういう場所を使おうとしたときに、心から楽しめるかという、やっぱり、今うちの子は家庭にいるのとそう変わらない環境の中で丁寧に1対1の状況でケアを受けているということがあって初めて、レスパイトも成立する。

そんなことを考えますと、やっぱり今の自立支援法のサービス体系の中では、圧倒的に地域に対して、地域の関連するサービスに対しての質と量が足りない。施設を拠点的に使って云々という話もありましたけども、それはそれでいろいろやっていただくことが必要かと思いますが、やっぱり話の順番として、地域のサービスをどう拡充するか。それはもう課題ははっきり見えていると思うんですね。単純に言えば、予算の問題だろうというふうに思いますので、言いがかりのようなことで申しわけありませんけど、この1、2、3という順番を、今後は変えて議論をしていただきたいと思います。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございます。

地域生活ということで、地域の受け皿論ということを考えれば、3番目と連動しているのではないかというご指摘でございますし、先ほど、地域そのものの姿がどう変わっていくかということがとても大事だということを、二、三の委員の方々からもご発言がございました。3のテーマが「暮らし」という観点の中で整理をしているということもあってこのような順番になっておりますけど、そこはどうぞ、関連がございましたし、皆様方の中でも活発に出していただいて結構かと思えます。

北岡委員、先ほど手を挙げていらして。

#### ○北岡委員

北岡でございます。

私は3つほど、今回のこの件について意見を言いたいと思いますが、10ページの、先ほど厚生労働省のほうから説明がありました、地域移行についてのイメージという図がかいてありますが、これは別に厚生労働省をよいしょするわけじゃないですけども、

いい図だなと僕は、実は思います。これはいい図なんだけど、本当にこれを本気でやりますかということが、これからやっぱり問われてくる中身なんだろうというふうに私は思います。

相談支援事業については、また後日、テーマを設定しての議論ということなんですけれども、例えばこの図にあります矢印の①とか②とかというところでは、もちろんケアマネジメントであるとか、いろんな機能が関わってくるわけですが、やはり相談支援の事業者が関わってくる役割が極めて大きいんだろうというふうに思います。大きいというか、重要だと思っただけです。

そして、例えば移行したケアホームである、アパートであるということ、この相談支援事業が終わるかというところではなくて、さらにその後も地域でその人が継続した暮らしを実現するには、やはりこの相談支援事業がその後も引き続きしっかりバックアップしていくと。そういうことがないと、なかなかやはり難しいんだろうと思います。例えば訪問看護師さんであるとか、ピアカウンセリングの方であるとか、そういう方たちなども含めた相談支援事業の充実が、本当にこれは抜本的に見直さないと、これが絵にかいたもちになってしまうのではないかとこのように思います。

これまで、あえて言えば、何々施設、例えば通所であるとか入所の職員との兼務でよいというようなことがたくさんこれは書かれているわけですが、それを裏返していけば、その職員の人件費としてこれらのお金を使うということも逆にできるわけですし、施設で働く際の人件費の穴埋めとしてこれを使っていくことができるということもこれまであったと思いますので、きちんと独立した形で安定的にこの相談支援事業が行われるように、ここは抜本的な見直しが必要なんじゃないのかということをおもいます。

それから、2つ目は、ケアホーム等の配置基準を改めるべきで、そして、そういうことから安心感をつくり、人材確保のための報酬はやはり引き上げていくということが重要なことだと思います。

この自立支援法について、「理念はいいけど中身がね」とよく言われてきました、この間も。それでその中で、1つは、やはりこの自立支援法というのは、施設に戻らなければいけない法律ではないかということ、地域でいろいろ事業を展開された人たちがおっしゃる場面によく私は出会いました。

それからもう一つは、今度は施設を運営されている人たちから見ると、やはりこれは施設から出ていけという法律なのかということをおもわれまして、お互い立場が違えば玉虫色に、実はこの間の法律の解釈がいろいろと見え隠れしました。実はこのことは両方、本当はいろんな誤解があったり、思い違いがあったからこんなことになったと思いますけれども、このたびの見直しでは、ぜひ地域移行と、この10ページの図が本当に実現できるように強いメッセージを出していくということが必要なんだろうというふうに思っています。

そして、最後にですが、資料の9ページから11ページの間に、自立訓練事業とか生活

訓練事業という言葉が出てきますけれども、これも今回の見直しで、できれば地域移行支援事業とかに改めて、より地域で暮らすということのメッセージ力を高めていくということが重要なんじゃないのかというふうに思いました。

また、相談支援事業については、後日、もう少し突っ込んでご意見を申し上げたいと思います。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

どうぞ、星野委員。

#### ○星野委員

先ほど来から繰り返されているんですけど、ちょっと僕は、題の出し方に問題があると思います。地域での生活の支援というと、さっきから相談支援事業とか、所得保障の話とか、いろんなことが重なりますよね。その中の、例えばこういう問題に関してという整理の仕方をしてくれないと、どうも議論がはっきりしないなど、感想はそのことです。

要は、地域での生活というのは本当にいろんな、今日は国交省の方もいらっしゃっているし、それから教育の話から就労の話から、みんな重なるわけで、さっき佐藤委員が1、2、3の順番の話も話されましたけども、支えが必要、場所が必要、そしてそこにきちんと場所を獲得する金、支えを獲得する金、暮らしていくための金と、全部そこがつくんですね、野沢委員もおっしゃったけども。そうすると、それがちゃんと充実していけば、必然的に、例えば入所施設から地域に移行といったら、みんな安心して行くわけですから、その順番をやっぱりきちんとしてほしいなと思います。

それから、何よりも所得保障ということの議論がなくて、さあ、出ていけ、出ていけと言ったって始まらない。あるいは地域で暮らせと言っても始まらない。これはもう皆さんおっしゃったとおりです。その中に相談支援事業もきちんとなければおかしいと思います。

さらに言えば、今日、家族との同居からの自立という話がありましたけれども、これはもう一つ絡めて言えば、民法の改正だって意識して考えなきゃいけない。親族扶養義務という歴史的に根づいたものがあるわけで、言葉だけで軽くおっしゃるけれども、我々ずっといろんなところでそういう指摘があってもなかなか動かなかったわけです。非常に大きな問題を抱えている。その議論もきちんとしなきゃいけないだろうし、この後に出てくる税制の問題も含めて、いろんなものが重なって地域生活を支えるという話になるのではないのかなと思いつつ聞きました。

ですからもう少し、この1、2、3の順番を入れ替える話は大賛成ですし、少し今後

の議論の整理の仕方をもうちょっと考えていただきたいなど。何かどこから取り組んでいいのかよく分からない。今日はそう思いました。

以上です。

○潮谷部会長

事務局のほうから、よろしくお願いいたします。

○蒲原企画課長

すみません、議論の中身はこれからまた引き続きだと思いますけれども、今議論の進め方の観点の話が出ましたので、少し考え方をご説明したいと思います。

前回のときに、一応どういう論点があるかということについてご議論いただきました。そのときに、1つ、例えば相談支援という固まりがあります。1つ、地域生活という固まりがありますと。もう一つ、障害児という固まりがありますと。それとは別に所得保障がありますというふうに、一応マッピングというか、論点の整理を、若干のいろんな議論はありますけれども、していただきました。

地域生活という言葉を使う場合、確かに物すごく広い意味があって、地域生活するときの就労とかいろいろあると思うし、地域生活のための相談支援もあると思います。

ただ、やっぱりこれは、今日の議論は、我々の頭の中では、全体のマッピングの中での、相談支援はちょっと別、働くというところも別、所得保障もまた議論すると。その意味では、少し狭いと言ったら申しわけありませんけど、1つ限定された地域生活といった趣旨で、一応そういう頭の整理で今日の資料は出しているということでございます。

その中で、先ほど来話がありますとおり、直接移行する部分と、移行した後の受け入れと、ここは何か大きく2つあるのかなと。その2つの観点を分けて議論したほうが、より議論はしやすいかなといった意味で1番の論点と、2番、3番がどちらかという地域生活そのものを支えるサービス。2、3の中で、特にこれまでどうもちょっと弱かったと思われた住まいのところ、特に住宅関係のところはちょっと特出しして2番をつくったというのが、今日の段階の頭の整理ということでございますので、少し、今日のところは広い意味の地域生活というよりも、そういった意味では全体の論点の中での、1つ区切られた地域生活といった意味で、今日はいろんなご意見をいただければというふうに思っております。

○潮谷部会長

星野委員、いかがでございますでしょうか。事務局の整理としては。

○星野委員

先に少し話しましたが、家族との同居という話も1つの大きなテーマですというの

は分かりますけれども、本当に今までいろんな歴史的に議論があったこと、そのベースもきちんとやっぱり踏まえていただかないと、ただ言葉が先になって、いいね、いいねという話ではなくて、そういう意味では税制なんかもそうなんですけども、本当にいろんな背景があるということをぜひ認識した上で進めていただきたいと思います。

それから、たしかこの委員会の最初の辺りで、施設入所者の数字の話で、出たり入ったりの、また入ったりというところの分析はどうなんだという話があったと思いますけども、その報告はありましたか。

#### ○藤井障害福祉課長

お手元の資料で申しますと、1ページのところの施設入所者数等々の分析のところのお話ですね。分析と言いますが、なかなかどこまでというのも難しいところもあるんですが、特に委員おっしゃっている中で、この内訳のところ、入所者数の減分というのが1万8,945人ございまして、増分で新規入所等というところが1万8,556人あるということで、特にこの増分の1万8,556人ですね、これをどういうふうに見るのかというようところが1つの論点としてあろうかと思えます。

なかなか私どももきっちり分析をし切れているというわけではございませんけれども、とりあえず数字だけで申しますと、例えば新規入所の人数というふうなことで申しますと、社会福祉施設等調査などで見ますと、14年度から15年度にかけてどれぐらい入所者数が増えたかというところを見ますと、1年間で1万5,000人余り増えております。さらにさかのぼって、11年度から12年度までというふうに見ますと、これもやはり1万5,500人余り増えております。

このころといえますか、ここの辺りの年次で見ますと、年間大体1万5,000人ずつぐらい増えてきていたところでありましたが、一方でこの時点、平成17年10月から平成19年10月、これは2年間で1万8,000人でありますから、単純に考えますと大体、単純に2で割れば9,000人ぐらいなので、そういう意味では、この間で新規入所の方が増えたとかということではありませんで、むしろ減っているというふうなことは言えようかと思えます。

さらに、退所者数との差引きで見ましても、先ほど申し上げた社会福祉施設等調査で見ますと、退所者数を差引きましても、やはり何千人単位で増えておりましたので、そういう意味では、17年から19年の間に、差引きで389人ではございますけれども、減っているということは、差引きの数で見ましても決して増えているというわけではなくて、少なくなり、さらに減る方向に進んでいるということは、物すごく概括的な話ではございますけれども、言えようかと思えます。

分析ということでは不十分かも分かりませんが、以上のようなことは申し上げられると思えます。

○潮谷部会長

広田委員。

○広田委員

1時間ばかり遅れて来ましたので、もしかしてずれていたらすみません、教えてください。

たまたま入ってきたときに新保委員が発言なさって、それから川崎委員、それから長尾委員ということで、精神障害者関連ですけど、私、2001年12月19日にこの委員会に入って発言したところ、当時の精神保健福祉課長の松本さんのほうから、広田さんが入ったことによって、家族と本人のニーズが違うということが明確になってよかったということで、絶えず国及び地方自治体、自分が委員になったり、また傍聴に行っていますけど、家族が大変だという話はいっぱい出るんですね、ご家族のほうから。それで、警察官に会っても、救急救命士に会っても、いろんな相談所の人にも会っても、本当に広田さん、精神障害者の家族は大変ですよと言うんです。大変なことも分かります。でも、多くの仲間も、私も大変でした。親が亡くなって自殺した精神障害者に今まで会ったことがないです。むしろ親との関係の中で自殺した仲間はいる。

今私が受けている相談、もちろん当事者もありますけど、家族の場合には、親だけではなくて、配偶者、それから親が精神疾患で子供が家族、そういうふうないろんな関係があるんですね。絶えず行政に求めるのではなくて、精神の検討会でも申し上げていますが、私は当事者としてのピアサポートが大事であり、家族としてのピアサポートが大事だと。それと、例えば今いろんな社会的な問題が起きていますが、それがもし仮に精神疾患の問題であるならば、警察とか救急隊に通報して見えたときに、家族よりも本人が冷静に、「おまわりさん、お疲れさまです」とか、そういうふうな挨拶をしたときに、当然、警察は帰るわけです。すると家族が、その後に、本人に、「お前は警察官が来たときにいい格好して」ということで、また火に油を注ぐ形になるんですね。

ですから、レスパイトケアというのがさっき出ましたけど、レスパイトケアというのが他障害のように、ふだんいろんな生活が疲れていて、それで何月何日に行きますよじゃなくて、この瞬間に警察が来た、この瞬間に救急隊が来た、この瞬間に私のように夜中の2時まで相談員をやっている、危機介入の相談員が来た、そのとき家族と本人を切り離すために、本人が家にいたいと言ったときに、家族が救急の感じでレスパイトケアを利用するような形にすれば、不幸な事件が避けられたり、または本人の強制入院も避けられるという事をたくさん私は目の当たりにしています。それが1点です。

ですから、長尾さんなんかも家族の味方をしますけど、大変なのは、親亡き後ではなくて、高齢の親を持っていて、この親をどうしたらいいのかと。4人の子供がいて、よく考えてみたら、精神障害者の子供としか暮らせない親ってたくさんいるんですよ。私もそうでした。そういう親に対するサービスが、もしかしたら高齢者福祉かもしれない

んけど、それが1点です。

それから、さっき新保さんが、入ってきたときに啓発の話をしていたんですけど、私、精神医療の被害者になって精神科の患者ということに偏見を持ったんですね。そして精神障害者の地域作業所へ行って、初めて精神障害者という言葉覚えて、そこで偏見を持ったんです。

ですから、社会に訴える前に、精神の検討会で言っていますが、まず私たち自身、精神障害者の業界、行政を含めて自己改革をする必要があると。

それともう一つ、精神病院に行きますと、お見舞いに行っても病棟に入れてくれない。それを先日、ニッセイカイに言ったんです。経営者や医師がいいと言っても、看護師が病棟の中に入れてない。そういうことがたくさんあったんです。それでは温室のような管理された中で、患者はモヤシのような患者になってしまって、外に行ったとき物すごいストレスを感じるわけです。そしてまた再入院という形になっちゃう。

本来は、こんな退院促進支援員なんていうところにお金をかけなくても、ほかの病気と同じようにお見舞いに行けるようになっていけば、そんな人たちがもぎとってこなくてもいいんだけど、国の施策のツケと、病院の経営的な問題の中で、精神科の患者が被害に遭っている。いわゆるもう一つの拉致事件ですから。人権侵害が起こっている。北朝鮮の拉致ばかり騒ぎになって、横田めぐみさん、彼女はもし生きていけば北朝鮮の精神病院に入院しているのに、あんなに親は帰ってきてほしいと言っている。ところが日本の精神障害者の家族はなるべく帰ってきてほしくない。同じ拉致被害者の家族でもそれだけの違いがあるということで、私はとても悲しい思いをしていますね。

それで、厚労省にお願いしたいのはこういうことです。ある精神科の看護師の話を書きましたら、個人情報保護条例ができたことによって、精神病棟に入れてない。入れるのは家族だけだ。しかも、はとこまで入れる。今どき、はとこまで付き合っている親族がどこにいますか。私なんか兄弟だって忙しくて付き合えないんですから。そういう意味で考えると、そんなくだらないこと、時代錯誤なことを言っている前に、今まさに星野さんが、民法を改正したらどうかと言っている。そこで家族以外の人もお見舞いに行ったら病棟に入れるように行政してほしい。

それと、今日たまたま野沢さんが隣にいるから本当にいいんですけど、精神と名がつくと怖いというふうに思っている人が国民の中にたくさんいると。その責任はマスコミです。私たちが歩いていって「精神障害者って怖いですよ」とか、そういうことは言わないんですが、それから、家族が愚痴をこぼす相手を家族同士にするとか、専門家にするとかしないと、子供たちのことを愚痴っておいて「精神障害者に正しいご理解を」と。一番ご理解してもらいたいのは家族ですというふうなことがあります。それから専門家ですと。

マスコミが、毎日新聞さんは精神科の入院歴とか通院歴を出すのをやめたんですけど、この間、ほかの問題で、光事件、光市の。あの事件で報道が一方的に被害者の言い分ば